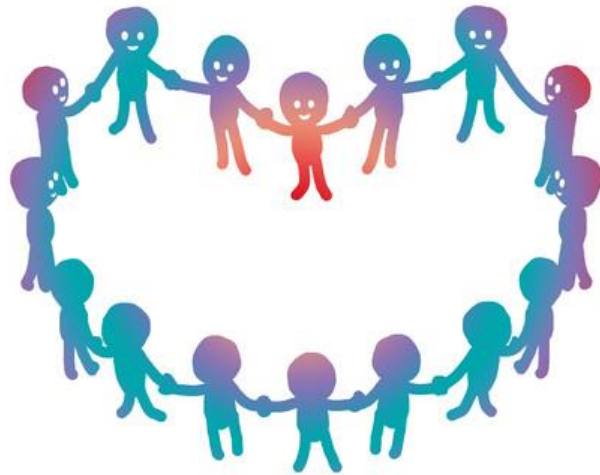


令和 5 年度

七飯町立七重小学校  
いじめ防止基本方針



平成26年1月 策定

令和 5 年4月 改訂

## <目 次>

I	いじめの定義といじめに対する基本認識	1
1	いじめの定義	
2	基本的認識	
3	いじめの解消	
II	推進体制	2
1	校内いじめ防止対策委員会	
2	生徒指導研修会	
III	いじめの未然防止	2
1	いじめ防止年間計画	
2	子どもや学級の様子を知るためには	
3	互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには	
4	命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには	
5	保護者や地域の方への働きかけ	
IV	早期発見	4
1	いじめの『未然防止』の視点を持つ	
2	『即時対応』の視点を確認する	
V	いじめに対する措置	6
1	早期対応の具体的な流れ	
2	いじめ発見時の緊急対応	
3	いじめが起きた場合の対応	
4	ネット上のいじめへの対応	
5	関係機関との連携	
6	評価	
VI	重大事態への対処	10
1	重大事態の意味	
2	被害の子どもの保護・ケア	
3	加害の子どもへの働きかけ	
4	教育委員会・関係機関との連携	
5	保護者・地域との連携	
6	いじめ防止対策推進法に基づく対応	

- 1 いじめ防止年間計画
- 2 いじめの早期対応の具体的な流れ

## 七飯町立七重小学校 いじめ防止基本方針

### I いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

#### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。（例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。）ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こった時のいじめられた児童生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認することを排除するものではない。

#### 2 基本的認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ問題に取り組むにあたり、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組んでいく。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識とする。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

#### 3 いじめの解消

次の2つの要件が満たされた時、「いじめ」が解消している状態という。ただし、解消している状態であっても再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易に消えない場合もあることから、教職員は、当面いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒等を、日常的に深く観察していく必要がある。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

- ① 心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月以上継続していること
- ② いじめの被害の重大性等から必要な場合はさらに長期の期間を設定する。

### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ① いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められる。
- ② 苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及び保護者に面談等で確認する。

## II 推進体制

### 1 校内いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、指導部（生徒指導担当者）、教務主任、当該学年団、養護教諭、特別支援コーディネーターからなる「いじめ防止対策委員会」を組織する。

また、必要に応じて、学校運営協議会委員やPTA役員、七飯町教育委員会担当者、児童相談所保護司、スクールカウンセラー、弁護士や警察官または警察経験者等、関係諸機関から担当者を招聘しさらなる対策を講じる。

### 2 生徒指導研修会

学期に1回、全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報交換および共通行動について話し合う。

## III いじめの未然防止

いじめの問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには。「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を通した予防的な取組を計画し、協力協働体制で実施する必要がある。

### 1 いじめ防止年間計画（資料1）

### 2 子どもや学級の様子を知るためには

#### (1) 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、ともに笑い、涙し、子どもたちと場をともにすることが必要である。その中で、子どもたちの些細な言動から、ここの置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

#### (2) 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画（資料1）を立てることが必要である。そのためには、子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、子どもたちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を必要とする子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

### 3 互いに認め合い、支え合い助け合う仲間づくりのためには

子どもたちが主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所」をつくる取組が大切である。

子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受けやすい。子どもたちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた暖かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え未然防止のうえでの大きな力となる。

#### (1) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化する。

#### (2) 子どもたちの主体的な参加による活動（NPU）

特別活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることは、効果的な方法である。

##### <実践例1>異学年交流

集団登校、地域子ども会、一年生を迎える会の開催、朝・給食の準備や片づけの手伝い、読み聞かせ、児童会活動、運動会等での取組を通して、お互いに認め合い、助け合う関係を築く。

##### <実践例2>いじめ防止宣言

児童会の取組として、いじめ防止宣言や標語・ポスターづくりの取組を進める。

#### (3) 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちの心を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

#### (4) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について、尋ねたり相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

### 4 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

#### (1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないこと」を子どもたちに理解させることが大切である。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

#### (2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が

大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料などの内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

### (3) 体験活動の充実

子どもたちは、自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。しかしながら、現在の子どもたちには、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが必要である。

### (4) コミュニケーション活動を重視した活動の充実

現在の子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要になる。子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることが有効である。

## 5 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会などにおいて、いじめの実態や活動方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だよりなどによる広報活動を積極的に行うことも大切である。

## IV 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、子どもたちに関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

### 1. いじめの『未然防止』の視点を持つ

「ごく当たり前」にすべきこと」ができる指導を大切にする

- ・育てていくべき力、指導すべきこと・指導方法を職員全体で話し合い確実に取り組む。
- ・学習、生活のルールを明確にし、子どもが納得して約束できる提示と評価に取り組む。
- ・個に応じた有用感がある学習、生活の指導
- ・集団で考え、小さな事も話し合える学級指導
- ・児童とのふれあい、やりとりによる信頼関係
- ・サイン・相談を出しやすい手だて、環境づくり
- ・トラブルはどの子にも入れ替わりながら経験するのが当たり前という意識の集団づくり

- ・情報交換の時間を確保する。自分→全体へ
- ・複数の見方ができる学年指導。TT、学年団の連携指導。子どもの多様な面を見る。
- ・家庭や放課後の生活について把握する。生育歴を知り適切な指導を目指す。
- ・気軽に連絡し合える信頼関係をつくる。

教師の目に見えづらい『暴力を伴わないいじめ』を起こさせない、たくましさ育てる指導。

常に子ども、学級、学年、全体の様子にアンテナを立てセルフチェックに取り組む

- ・学校全体の指導状況を見直し、補完する体制（リスクマネジメント）
- ・意図して児童の声や動きを出させる活動をし、正当なものがつぶされていないか見る。
- ・学校生活につまづきを感じる場合の支援（授業、業間、当番、遊び等での児童観察）
- ・「どうした？」の声で、見守る目を感じさせる。
- ・サインに目と耳を傾け、逃さない。
- ・「気になる子」に対応することに終始せず、周囲の集団力（声、目、判断力）を育てる。
- ・情報共有→即時の連絡・相談。情報収集。
- ・各学級、全ての子どもにどの職員も壁のない同じ指導。助言・フォローしあう関係。
- ・保護者が感じている困難や育てにくさを知り学校でつまづく前に共有、手だての予測。

『暴力を伴わないいじめ』の芽を探し、未然のうちに全体で乗り越える（自力解決）手だての指導。

## 2. 『即時対応』の視点を確かめる

「ささいなこと」「この程度は」という判断を捨て、自分から児童・保護者へ働きかける

- ・指導状況をいつも明らかにしておくことで 小さなことでも個別に話し合う時間を取ることに学年団やフリー、管理職の理解、フォローができる学校体制にする。
- ・「この程度は問題ではない」という自己判断ではなく、多数の目、声を集める。「問題未済」の段階での職朝・学年報告。
- ・威圧、反発、嫌がらせなど見えた時、叱責や謝罪で終えない。周りが感じたことを伝え集団で解決、どうあるべきか確認する。
- ・子どもが「やめてほしい」「ダメ」という声を取り学級の状況、学習、生活を子どもが自ら改善しようとする取り組みを指導する。
- ・乱暴なそぶり、ひっかかる表情が見えた段階で、教師の方から児童・保護者へ働きかける。個別に聞く、連絡等して子どもの状態を確認する。

子ども・教師とも『いじめを許さない』自律心（大人の目を伺うのではない教えあう関係）を育てる指導。

### <調査保管に関すること>

重大事態発生時など事故発生時に実施するアンケート調査の調査票の保存は、「児童事故報告書」として、5年間学校保存をする。個人の判断で勝手に破棄せず、いじめにかかわ

り収集した情報は、「校内いじめ防止対策委員会」で収集し、適切に管理や保存をしておく。定期的ないじめ調査についても同様とする。

## V いじめに対する措置

### 1 早期対応の具体的な流れ（資料2）

#### 2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

##### (1) いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聞く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認はいじめられている子どもと、いじている子どもを別の場所で行うことが必要である。状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

##### (2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などはいじめている子どもから聞き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

### 3 いじめが起きた場合の対応

#### (1) いじめられた子どもに対して

##### 子どもに対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

##### 保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

#### (2) いじめた子に対して

##### 子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。



- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮もと、毅然とした対応とねばり強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、事実関係を理解していただく。また、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え具体的な助言をする。

### (3) 周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
  - ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

### (4) 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

## 4 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見た時の表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

### (1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

### (2) 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

#### 保護者会で伝えたいこと

##### <未然防止の観点から>

- ・子どもたちのパソコンや携帯電話等を一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭においても子どもたちを危険から守るためのルール作りを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

##### <早期発見の観点から>

- ・家庭では、メールを見た時の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

#### 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

##### <インターネットの特殊性を踏まえて>

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ・一度出した情報は、簡単には回収できないこと

### (3) 早期発見・早期対応のためには

#### 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

#### 書き込みや画像の削除

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。※学校非公式サイトでの削除も同様

##### <指導のポイント>

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

#### チェーンメールへの対応

##### <指導のポイント>

- ・チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり危害

を加えられたりすることはないこと。

- ・受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

## 5 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主事を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

### (1) 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

### (2) 出席停止について

いじめを繰り返している児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談をねばり強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。

(学校教育法第35条)

※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点ではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

学校教育法第35条

- 1 公立の小・中学校において、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。
  - (1)他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
  - (2)職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
  - (3)施設又は設備を損壊する行為
  - (4)授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

### (3) 警察、その他関係機関との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的で開催されている学校警察連絡協議会を活用し、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や青少年センター、補導委員会等に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する必要がある。

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、保健センターや市役所福祉課、児童相談所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

## 6 評価

- ① 学校いじめ防止基本方針を保護者、学校運営協議会等に公表する。
  - ② いじめ問題に関する点検・調査・分析・対応を行う。
  - ③ いじめ問題に関する取り組みの学校評価を行う。
  - ④ いじめに関する点検・評価に基づき、毎年度末に本基本方針の見直しを行う。
- ※ 全教職員で改善策を検討、課題を克服するためへの実践とつながる PDCA サイクルを確立する。

## VI 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一丸となって子どもを守り通す～

### 1 重大事態の意味

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (いじめ防止対策推進法 第28条)

### 2 被害の子どもへの保護・ケア

- ・被害の子どもに対する複数の教員によるマンツーマンでの保護
- ・スクールカウンセラーによるケア
- ・民生児童委員による家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
- ・適応指導教室への通級等の実施

### 3 加害の子どもとその保護者に対するケア

- ・別室での学習の実施
- ・警察への相談・通報
- ・欠席の指示や場合によっては出席停止

### 4 所管教育委員会・関係機関との連携

- ・七飯町教育委員会への報告と連携 → 地方公共団体の長に報告・調査
- ・児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
- ・「いじめ等の問題解決支援チーム」(仮称)の活用

### 5 保護者・地域との連携

- ・いじめ対策緊急保護者会の開催
- ・PTA 役員会の活用
- ・民生児童委員との連携

### 6 いじめ防止対策推進法に基づく対応

#### ・法28条に基づく調査

教育委員会は、重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止するために、「重大事態調査委員会(仮称)」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施。法第14条第3項に基づき道教委に設置される附属機関は、市町村教育委員会が設置する「重大事態調査委員会(仮称)」による調査が円滑に行われるよう、必要に応じて支援。

#### ・法第30条に基づく再調査

地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、法第30条が規定する、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校や教育委員会の行った調査について再調査を実施。再調査に当たっては、学校や教育委員会は全面的に協力。

(資料1) いじめ防止年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	<b>事案発生時：緊急対応会議の開催</b>					
	対策委員会 新年度職員会議 (いじめ対策方 針・年間計画) PTA総会の保 護者の啓蒙	対策委員会 PTA役員会 生徒指導研修 保護者個人懇談① まっぴる懇談①	対策委員会	対策委員会 PTA役員会	対策委員会  <b>学校評価Ⅰ</b>	対策委員会 PTA役員会 生徒指導研修 保護者個人懇談② まっぴる懇談②
防止対策	年度始めにおける 学年・学級づくり と人間関係づくり	七飯町いじめ根 絶標語コンク ール	フェアプレイ発表 会における学年・ 学級づくりと人間 関係づくり	いじめ・ネット トラブル根絶標 語コンクール		
	情報モラル教育・道徳教育・特別活動や総合的な学習を通じた体験活動の充実					
早期発見			いじめアンケート① 教育相談			
	休み時間（遊び等）の児童観察・いじめの積極的な					
姿勢	「わかる できる つかえる 子ども」をめざす学校改善（NPJ・NPU・UD化） 目指す子ども像に向けて、児童全員が参加し、互いに認められ、達成感を味わえる授業や行事					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	<b>事案発生時：緊急対応会議の開催</b>					
	対策委員会	対策委員会	対策委員会 保護者個人懇談③	対策委員会	対策委員会 保護者懇談会 生徒指導研修 まっぴる懇談③	対策委員会 (今年度のまと めと次年度への 課題)
防止対策	全校集会 学習発表会に向 けた学年・学級 づくり、人間関 係づくり	ケータイ安全教室			卒業・進学に向 けた学年・学級 づくり、人間関 係づくり	
	情報モラル教育・道徳教育・特別活動や総合的な学習を通じた体験活動の充実					
早期発見		いじめアンケート② 教育相談				
	休み時間（遊び等）の児童観察・いじめの積極的な認知					

小さな事でも「大ごとではなかった」「行き違いが分かってよかった」という範囲で対応できることが一番大切。どのような件でも、子ども当事者にとっては「早く何とかしてほしいこと」に変わりはありません。大事に聞き取る、すぐに反応することを始めることが大切です。

当事者間の事実確認したことを保護者に伝え、学校、家庭、児童の三者が今後に向け考え合うところまでを初期対応とします。

事実確認…訴えがあった日のうち進めるのが望ましい

担任の取るべき手立て

1 児童から訴え

2 報告、協力の声かけ 聞き取り準備

- ・管理職 ・生徒指導フリー ・学年団等
- ・聞き取る内容、確認することを決める

4. 児童から事実の聞き取り

- ・複数であったり、記録・確認を取る
- ・該当者が複数の場合、聞き取りは個別に同時におこなうのがよい

5. 事実の聞き取りをした者同士、情報確認

緊急度を判断し、次の対応を協議。

6. 保護者連絡・対応

- ・面談・家庭訪問等で事実、対応を伝える

7. 全体での状況把握と取り組みへの協力体制を確認

(臨時職員会議) 24時間以内に!

対応班(担任・学年・指導部)

9. 学級学年等の指導・対応

- ・他の児童からも事実を聞く
- ・他にもいじめはないか聞く
- ・対応の仕方、心のケアを話し合い、すべきことを確

10. 保護者同士の対話を  
つなぐ

- ・個々ではなく、場を設けて謝罪内容を確認。
- ・警察連絡の確認。

12. 児童支援委員会報告と臨時職員会議で情報・意見をまとめ全校体制としてあたる  
全校対応のしかた、内容を明らかにし、指導や保護者説明の準備を行う。

管理職の取るべき手立て

3. 対応判断・指示

- ・対応協議の招集
- ・対応の指示

6. いじめ防止対策委員会

- ・聴取班：担任、事情に近い職員
- ・対応班：聴取班+管理職
- ・指導班：担任+学年+指導部
- ・コーディネーター：支援担当者

8. 町教委に連絡・相談

- ・要対協(児相・医療機関・警察等)連絡体制。
- ・SC, SSW等の派遣を要請。

8~11

支援担当が各機関の情報をまとめ調整、伝達する。

11. 関係機関と連携対応

- ・SC、医療機関と連携して内容説明。心のケア。状況を報告。
- ・児相教育相談に該当者全員つなぐ。
- ・専門家の助言、オピニオンを求める。

●全校体制を挙げて解決に向かわなくてはならない重大事と判断された場合、特別委員会として支援委員会の編成を替え、支援委員会+学年1名の代表を加えて、全校児童、保護者へ統一された対応指導を行う。

重大事案対応の場合

・性的いじめや命に関わること、緊急体制の認識・判断を。  
→この時点で加害男子は教室から離ししっかり聞き取る。被害者は加害者と顔を合わせない安心した環境を保証

・対応について検討するのは児童支援委員会であり、指示・対応に責任を持つべき学校長が対応で不在という事態はなるべく避ける。

・丸一日聞き取っても明らかではない部分が残る場合、または反省に至るまで指導を要すると判断される場合、しっかり分離指導をおこなう。「事実確認」「安全確保」が確認されるまで。または分離指導の体制が整うまで「自主的に欠席、判断待機」の方針を伝える。

・保護者への事情説明、謝罪なども必ず複数であたる。保護者にも個人で情報、謝罪をやりとりすることを認めず、必ず対応班や町教委が確認しながらすすめる。